

# 違反公表制度

平成30年10月1日から施行

違反公表制度は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入力して建物を利用することができるよう、重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です。

公表の対象	スーパー、飲食店、宿泊施設など不特定の人が入り出りする建物や社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する建物が対象です。
公表の対象となる違反内容	消防法令で設置が義務付けられた消防用設備等 ①屋内消火栓設備 ②スプリンクラー設備 ③自動火災報知設備 上記設備が設置されていないもの
公表の内容	①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容等
公表の時期	消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知してから14日が経過しても違反が認められる場合。公表は、違反が是正されるまでの間継続します。
公表の方法	舞鶴市消防本部ホームページへ掲載し公表します。

## 建物関係者の方へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等が必要になることがありますので、事前に下記までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、病院、社会福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- 増築や改築、隣接建物との接続を行う場合

違反公表制度の詳細は、舞鶴市消防本部のホームページに掲載しております。

お問い合わせ先

消防本部予防課 66-1191 東消防署 65-0119 西消防署 77-0119

舞鶴市消防本部

